

## 1. 事業概要

施行者	西原町
施行面積	23.7ha (237,238.73㎡)
施行期間	平成18年度～平成33年度まで(予定)。今後も、施工期間の変更あり得ます。
総事業費	約116.4億円 (基本事業費：85億6千50万円)
減歩率	31.69% (公共25.23%、保留地6.46%)
権利者数	188人 筆数：361筆
都市計画決定	平成18年5月12日 (面積：23.7ha)
事業認可	平成19年9月20日

## 2. 土地区画整理事業の流れ

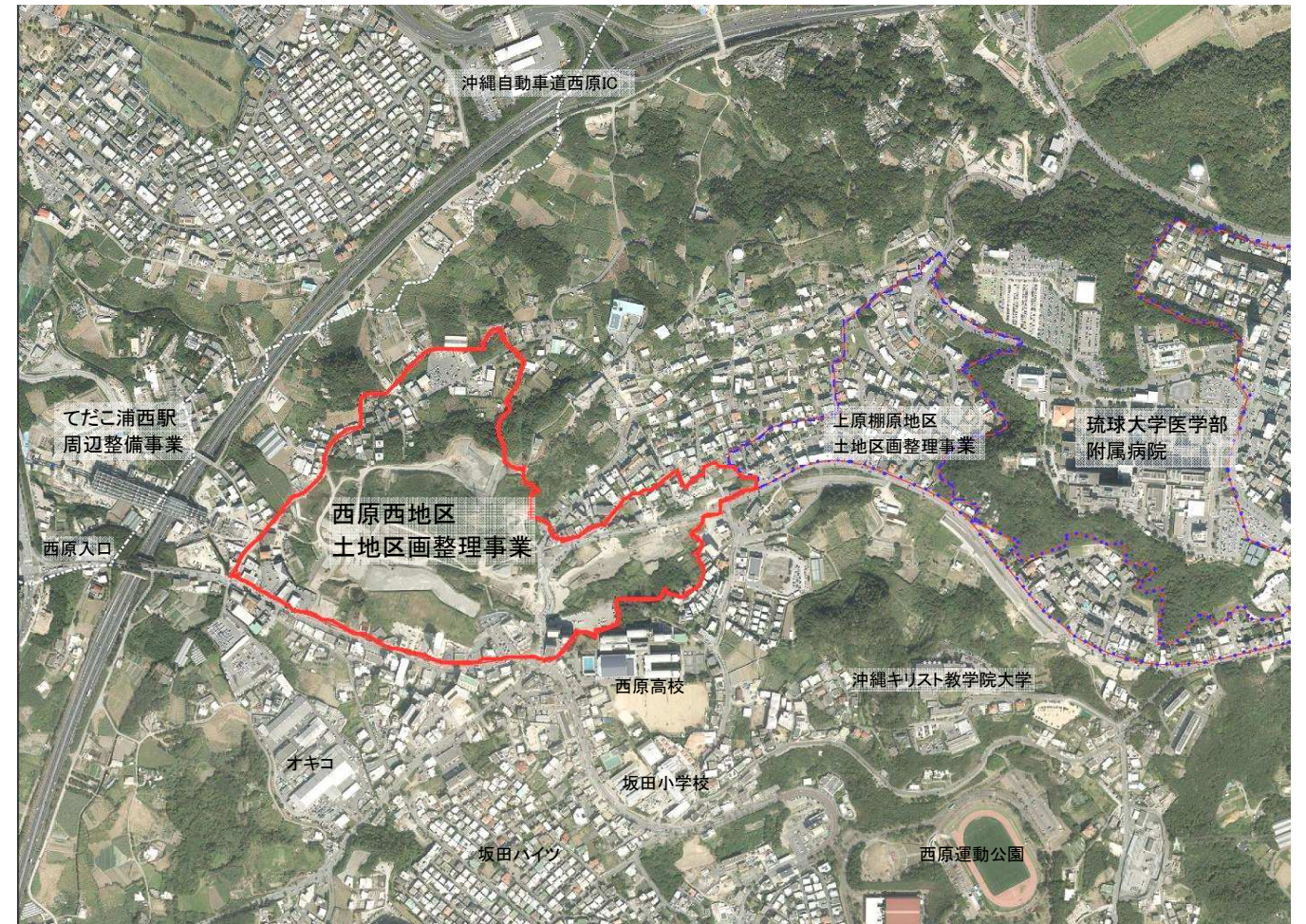
1～6までがこれまでにこなしてきた業務



# 西原西地区 区画整理だより

令和元年9月

第1号



平成28年1月撮影

## 3. 地区内の建築行為等について許可が必要です。

土地区画整理法第76条(建築行為の制限)の規程により、建築物その他工作物、新築、改築若しくは増築、土地形質の変更等を行なう場合には、許可を得る必要があります。詳しい事は、担当課窓口にご相談下さい。

## 4. 不動産(土地)等の売買について

土地の所有権異動(相続・贈与)、分筆・合筆等をなされる場合は、仮換地に内容変更が生じる場合がございますので、事前に担当課窓口にご相談下さい。

## 5. 各種証明書の発行について

仮換地指定されたことにより、土地の売買、金融機関からの借入、建物等の新築計画、その他土地を証明するものとして、証明書が必要になる場合があります。また、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要になります。詳しい事について担当課窓口にお問合せ下さい。

※手数料1通につき300円いただきます。

## 6. 固定資産税減免について

西原西地区土地区画整理事業区域内の土地は減歩された面積で課税されています。

## 【お知らせ】

西原西地区土地区画整理事業については、平成19年に事業認可を受けて事業等に着手して参りました。これまで公共施設の道路、公園並びに事業期間等について事業計画の変更の手続きを経て現在に至っております。

平成30年度末事業進捗率は約49%となっておりますが、建物等の移転や占有物件等の関係機関との協議・移設に想定以上の時間を必要とし、また近年は補助金等の予算確保が難しく事業進捗において大変厳しい状況が続くと危惧しております。

今般、前述の理由により事業期間等の変更を予定しております。かねてより権利者の皆様へは事業計画の変更等のお知らせが十分ではなかったことについてお詫び申し上げるとともに、施行者として事業進捗に鋭意努力して参りますので、事業の趣旨にご理解の上、これまで以上のご協力下さいますようお願い申し上げます。

尚、変更後の事業期間等が決まった時には、改めてお知らせします。

## 【お願い】

共有地の所有者(同一住所)の場合は、1名宛で送付させて頂いておりますので、他の方にお知らせして頂きますようお願いいたします。

## 西原町役場 都市整備課

〒903-0220 西原町字与那城140番地1

TEL 098-945-5041

FAX 098-945-4580

E-mail toshiseibi@town.nishihara.okinawa.jp

ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp/

(各種申請書等のダウンロードができます)





那覇広域都市計画事業 西原西地区土地区画整理事業

計 画 図

Y=24500 +  
X=27000 +  
県道38号線バイパス暫定供用  
令和元年8月

事業費ベースH31年3月末現在  
補償進捗率約49%  
工事進捗率約23%



平成30年度工事箇所

令和元年度工事予定箇所

凡 例	
	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	公園・緑地
	水

平成30年度工事箇所  
マックスバリュ坂田店(北側)



Y=24400 +  
X=26400 +

